

令和8年熊本地震により
刈羽村へ来られた被災世帯の皆様へ

生活福祉資金貸付制度のご案内

特 例 貸 付 緊 急 小 口 資 金

一時的な生活費をお貸しします。

貸 付 内 容

- 対象世帯 令和8年熊本地震で被災し、災害救助法の適用となった市町村に住所を有し新潟県内に避難した方のうち、今後、刈羽村内に当分の間(1ヶ月以上を目安)居住し、当座の生活費を必要とする世帯。
なお、審査の結果、貸付けできない場合もあります。
*村外へ移動のご予定がある場合は、移動先の社会福祉協議会が窓口となります。

- 貸付限度額 10万円以内(特に必要と認められる場合 20万円以内)

貸付回数は1回とし、世帯を単位とします。

(特に必要と認められる場合)

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯人員が4人以上いるとき
- ④重傷者、妊産婦、学齢児童(小学校終了までの子供)がいる世帯等で、特に新潟県社会福祉協議会会長が必要と認めるとき

- 据置期間 1年以内

- 償還期限 2年以内(この資金は給付金、義援金ではなく貸付金です。)

- 貸付利子 無利子

- 実施主体 新潟県社会福祉協議会(申し込みは、各市(区)町村社会福祉協議会他)

お持ちいただくもの(無い場合は相談に応じます。)

- 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等本人確認ができるもの
- 振込(送金)先の通帳またはキャッシュカード

貸付期間 当分の間

お問い合わせ

新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽1431番地1 刈羽村福祉センター「いこえ～る」内

刈羽村社会福祉協議会(担当 三五、太田、古矢) 電話0257-45-2026